

湖西市消防本部入札心得書

(趣旨)

第1条 この入札心得書は、湖西市消防本部が所管する競争入札について、湖西市契約規則（昭和57年湖西市規則第16号）（以下「契約規則」という。）第10条に規定する事項のほか、湖西市消防本部が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加の制限)

第2条 契約規則第4条に規定される事項の他、湖西市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされている者は、入札に参加することができない。

2 競争入札の執行及び契約を履行する上で特に必要があると認めるときは、前項の規定に加え別に入札者の資格を定め、入札公告に掲げることができる。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、契約規則第15条の規定により、入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札公告において入札保証金の納付免除又は納付一部免除に関して掲げられた場合は、この限りでない。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者は、様式第1号「入札参加資格確認申請書」を作成し、必要に応じて、定められた期日までに、様式第2号「入札使用印鑑届」の他、入札公告に掲げる入札資格条件を満たしていることを証明する書類を添えて提出又は送付すること。なお、同一年度に湖西市消防本部が所管する競争入札に参加した者は、様式第3号「提出書類省略許可申請書」の提出又は送付により、入札公告に掲げる書類の提出を省略又は一部省略することができる。入札参加資格確認の結果については、後日、様式第4号「入札参加資格確認結果通知書」により通知を行う。

2 入札参加者は、仕様書等により契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、定められた期日以内に、様式第5号「質問書」にて提出及び送付すること。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札をした者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札の辞退）

第6条 指名競争入札において、指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、様式第6号「入札辞退届」を提出又は送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）により申し出ること。

(2) 入札執行中にあっては、様式第6号「入札辞退届」を提出し、申し出ること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（入札の効力）

第7条 指名競争入札において、入札の前日までに被指名者の過半数が当該入札を辞退した場合には、当該入札の執行を取りやめることができる。

2 前項において、入札の執行を取りやめた場合は、当該入札を辞退しなかった被指名者に、別に適当な被指名者を追加して新たに入札を行うものとする。

（入札）

第8条 入札回数は2回を限度とする。ただし、郵便入札による場合の入札回数は、1回を限度とする。

2 入札書は、様式第7号「入札書」を作成し、別添1「封筒記載例」に示すとおり封印の上、表面に「入札書在中」と明記し、件名、入札者の住所又は所在地、商号又は名称、代表者名、電話番号及び入札執行日を記載して、入札公告又は指名の通知に示した入札書到達期限までに、指定の方法により提出又は送付するものとする。なお、郵便入札により送付する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便による送付を原則とする。

3 入札者は、代理人をして入札させるときは、様式第8号「委任状」を提出しなければならない。

- 4 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 6 入札者は、あらかじめ内訳書の提出を求められた場合は、定められた期日以内に提出又は送付しなければならない。

（入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第10条 指名競争入札において、入札辞退等により入札者が1人の場合には、入札執行を取りやめる。ただし、指名競争入札以外の競争入札にあつては、この限りでない。

- 2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめる。
- 3 入札者が談合し、又は不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- 4 指名競争入札にあつては、入札者が1人のときは開札しない。ただし、指名競争入札以外の入札にあつては、この限りでない。

（開札）

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行い、入札者の立ち会いのもと、様式第7号「入札書」及び様式第9号「予定価格書」の確認を行う。

- 2 前1項において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。
- 3 前2項の規定によらず、郵便入札による場合は、入札終了後、開札日及び開札場所を指定して開札を行い、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保を納付しない、又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (4) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (5) 記名・押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) あらかじめ内訳書の提出を求められたが、内訳書の提出がない者の入札
- (13) 内訳書の内容が不相当と認められる者の入札
- (14) 再度の入札において初回の入札の最低価格を上回る入札をした者の入札
- (15) 指定の方法以外で到達した入札
- (16) 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札
- (17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に反して入札した者の入札

2 市長は、開札した場合において、入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他不正の行為をしたと思われるときは、速やかに内容を調査し、競争入札の意義が失われたと判断した場合には、その者のした入札又は当該入札を無効とすることができる。

(落札者の決定)

第13条 入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第14条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、速やかに再度の入札を行う。ただし、郵便入札による場合は、再度の入札を行わない。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者
- (2) 第12条第1項第1号から第17号までの規定により、無効とされた入札をした者
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 郵便入札により、入札者を立ち会わせない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の商号又は名称、代表者名、及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせ、後日落札者に様式第10号「落札決定通知書」を送付する。郵便入札による場合は、落札者に直ちに口頭で知らせ、後日落札者に様式第10号「落札決定通知書」を送付し、ウェブサイト公表を行う。

(不落随意契約)

第17条 最終入札を行った結果、最低価格が予定価格に達しなかった場合であって、市長が令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約が可能であると認めたときは、最低価格をもって入札した者（以下「最低価格者」という。）から見積書を徴し、見積額が予定価格に達した場合に契約を締結するものとする。この場合において、最低価格者は、設計図書について異議があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書を徴する回数は、2回を超えてはならない。

(指名替え)

第18条 指名競争入札において、次のいずれかに該当するときは、指名替えを行うものとする。

(1) 市長が前条1項の随意契約が不可能であると判断した場合

(2) 最低価格者が見積書を提出しない場合

(3) 最低価格者から見積書を徴した結果、見積価格が予定価格に達しなかった場合

(4) 入札参加者の全部が辞退した場合

(落札者の決定の取消し)

第19条 市長は、特にその必要があると認める場合には、落札者の決定を取り消すことができる。

(契約の締結)

第20条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第11号「物品供給契約書」により、契約規則第30条に規定された事項を記載した契約書を作成し、契約を締結しなければならない。規則第32条により、契約書の作成を省略した場合も同様とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除又は一部免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第21条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。請書又はこれに準ずる書面を徴した場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格が1億5,000万円以上の契約及び予定価格2,000万円以上の財産の取得又は処分については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年湖西市条例第1号）の定めるところにより、議会の議決を付さなければならない。

3 前項本文においては、仮契約を締結し議会の議決を得た後、当該本契約を締結するものとする。

4 前項の仮契約の締結については、第20条の規定を準用するものとする。

5 落札者は、締結した契約の着手日が到来する前に、当該契約に着手してはならない。

(入札保証金の返還)

第22条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約規則第33条の規定により、契約保証金を納付しなければならない。ただし、公告において納付免除又は納付一部免除に関して示されたときは、この限りではない。

(契約違反の場合における契約保証金の処分)

第24条 落札者が契約上の義務を履行しない場合における当該契約に係る契約保証金の処分は、契約規則第52条の規定による。

(異議の申立)

第25条 入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書及び書式等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この訓令は、令和6年5月23日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

